



ビオトープ・ニュース068

発行日 2014/07/06

発行：日本ビオトープ管理士会 徳島支部
 事務局：徳島市山城町東傍5-281 新弘測量設計㈱内
 事務局長：東條芳顕 TEL：088-622-5688

■ビオトープ・サロン ソーラーパブルがエコロジカルネットワークを脅かす

ニュース064に続き、平地林(雑木林)消失の第2弾となりました。第3弾が無いことを祈りつつ。(編集部)

【突如消える飛び石ビオトープ…同時に地域の遺伝子プールも炭素固定源も】

記者：榎本幸実(会員)

地球温暖化の問題は地球生態系の危機を招くことにほかなりません。生命誕生は37億年と言われ、現在の地球環境の成立は27億年前にシアノバクテリア(藍藻類：原始的な細菌)の光合成から始まりました。

大気に充満するCO₂を取り込み、O₂を大気へ放出、やがてO₃(オゾン)が生成されオゾン層を形成しました。そして、5回の大絶滅を繰り返しながらCO₂を地下へ封じ込め、多様な生物が命を繋ぎ維持してきました。一方、私たち人類はわずか100年余りでオゾン層を破壊し、地下(石炭・石油)からCO₂を再び大気へ放出させています。

こうしたことを素直にふりかえると、『生態系の基盤であり炭素の吸収・固定源である緑地が、地球温暖化防止とエネルギー対策を旗印に推進する事業によって破壊されていくことは本末転倒。』という現実が見えてきます。

経済発展も大切ですが環境問題の本質を見極め、地球温暖化対策も、エネルギー開発も、土地利用のあり方も、長期的な視点から見つめ直す必要があります。

左の写真は、平地林消失に関する第2弾の現場です。本紙064の話題に関連して寄せられた情報をもとに現地へ行ってみました。今回は、その現場の現況と消えた緑地の姿の紹介です。(ソーラー発電の否定ではなく)

今となっては緑地の確認はできず、グーグルアースでかろうじて確認できましたが、耕作放棄地が樹林化したものだったかも知れません。過去の記録って無駄なようでもあります。未来の「みちしるべ」には必要ですね。



↑ 雑木林を伐採して建設されたソーラー発電施設



↑ 北に阿讃山脈、南に四国山地、北と南、山と川を繋ぐ中継点とともに地域の遺伝子プールも炭素固定源も消失した。



ソーラー発電施設建設に伴い消失した緑地(草地と雑木林)

■ビオトープ・サロン 熱血オジサン奮闘記！～プロゲ・ビオトープ気延の里～

寄稿：石井町のわんぱくおじさん(ビオトープ気延の里)

【かやねすみ】



6月17日 曇り 今日石井幼稚園児160人がビオトープに来てくれました。で、その準備にと朝の7時から草刈をしていたところ、いましたよ。カヤネズミ。まだ青い草を器用に編んで巣を作っていました。ご本人にはお会いできませんでしたが、また巣の中は確認しませんでした。新しい巣だから居るに違いありません。そっとしときます。(近年は草地も希少な場所になりましたね。編集部)

■ビオトープ・サロン マスメディアからの話題 ～和歌山・太地に魅せられた豪ジャーナリスト～

2009年、映画「ザ・コープ」でセンセーショナルに取り上げられた「[\[太地町のイルカ追い込み漁\]](#)」、今年1月にはキャロライン・ケネディ駐日米国大使がネット上で批判しました。そして3月31日には、2010年5月31日に反捕鯨国のオーストラリアが国際司法裁判所に提訴した「[\[南極海での調査捕鯨訴訟\]](#)」が判決され、結果は完敗で「調査捕鯨停止」が命じられました。こうした中、産経ニュース(2014.4.12. 22:48)からの話題です。(編集部)

【シー・シェパード側から一転「捕鯨の歴史や正当性を伝えたい」】

反捕鯨団体「シー・シェパード」のドキュメンタリー番組を撮影した映像ジャーナリストが、「見せたいものだけを放送する」との方針に疑問、撮影クルーを外れて和歌山太地へ。…[詳しくはホームページ](#)をご参照ください。

http://sankei.jp.msn.com/west/west_life/news/140412/wf14041222480037-n1.htm

オーストラリアは、日本人に牛肉をもっと輸入させたいのかも？…と思わず考えてしまいますが、日本は調査捕鯨といいつつ、[消費調整](#)で予定頭数を減らしていたことは、調査捕鯨はごまかして商業捕鯨と目されても仕方ないですね。

日本の食と自然共生の文化を正々堂々と！…胸を張りたいたところですが、去る6月12日、国際自然保護連合が[ニホンウナギを絶滅危惧種に指定](#)する方針を正式発表しました。今こそ、自然共生の文化を世界に発信したいですね。[※本紙061参照](#)。



米大学生らに太地町の歴史と捕鯨について説明するワーン氏(中央) =和歌山県太地町(同氏提供) (※産経ニュース 2014.4.12.22:48より転載)

■ビオトープ・ナビ 雑学コーナー ～環境省新着情報-特定外来生物法関連～

外来生物法施行規則等の一部改正について(お知らせ)を環境省ホームページから転載し、紹介します。(編集部)

【特定外来生物法施行規則等の一部改正 6月11日から施行】

平成25年6月に成立・公布された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年法律第38号)が6月11日から施行されます。

この外来生物法の改正に伴い、外来生物法その他関係法律の施行規則が一部改正されました。また、アカゲザルがニホンザルと交雑することにより生じた生物等の5種類が特定外来生物に指定されたことに伴い、「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」の改正及び防除の告示の改正を行いました。

これらの改正については、[アカゲザルがニホンザルと交雑することにより生じた生物](#)等は、同日より外来生物法に基づき規制されます。これにより、指定された特定外来生物は111種類になりました。

[\(平成26年6月11日\(水\)から特定外来生物として規制される生物\)](#)

・タイワンザルがニホンザルと交雑することにより生じた生物 / ・アカゲザルがニホンザルと交雑することにより生じた生物 / ・ホワイトバスがストライプトバスと交雑することにより生じた生物(※通称サンシャインバス等) / ・ルドウィギア・グランディフロラ(※オオバナミズキンバイ等。茎及び根を含む。) / ・スパルティナ属全種(※茎及び根を含む。なお、スパルティナ・アングリカは既に特定外来生物に指定されている。)

詳しくは、[\[http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18268\]](http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=18268)

※交雑種の関連記事は、本紙053「[マスメディアからの話題](#)」もご参照ください。

■ビオトープ・セミナー 資格試験に挑戦して基礎知識を修得しよう!

ビオトープ管理士資格試験過去問題 出展：(財)日本生態系協会主催「ビオトープ管理士セミナー」のテキストより

無断転載禁止：本紙は公益財団法人日本生態系協会の許可を得て転載しています。(編集部)

【計画部門1級の記述問題：解説は次号で紹介】

問68：山地に近い農村集落内を流れる河川において、河道を掘削して河道断面を拡幅する工事が行われることになりました。この河川には底生魚が多く生息することから、これらを保全するための多自然川づくりを行うことになりました。対象となる底生魚の具体的な種名を挙げ、その生息地保全のための多自然川づくりを行う場合の留意事項について、400字以内で述べなさい。

■前号067の正答「2」

雑木林の育成については、次項に留意する。①コナラやクヌギの大径木を伐採した場合、萌芽が発生せず枯死することがある。この場合、[現地産種子](#)によって育成した2～3年生の実生苗を植栽する。②下枝打ちの際、樹上に絡み上がったクズやフジなどのツル植物は、雑木林育成のために[切り払い除去](#)する。③放置すると、初期成長が早いリュウブヤエゴノキなどが優勢になるため、萌芽更新中のコナラやクヌギと希少植物を残し、それら以外の下草を[年1回程度](#)刈り払う。④もやわけにより育成中の幹の下枝は、樹高成長を促すため、樹高7～8m、[最下枝高4m前後](#)になるまで枝打ちする。⑤切り株からは多数の萌芽が発生する。伐採1年後は、優勢な萌芽枝3～4本を残し他は全て切る。このあとも根元の萌芽枝を間引き、[最終的に2～3本](#)に仕立てる。

※2級はどなたでも受験でき、四国の受験会場は「徳島大学工学部」です。自然環境の保全に関わる方には、是非とも取得していただきたい資格です。詳しくは、<http://www.ecosys.or.jp/> (公益財団法人 日本生態系協会HP)

■編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報はもとより、皆様の生活や活動やお仕事等、日常を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください! 編集部 [E-mail: kanv@nifty.com URL: <http://biotopetokushima.yu-yake.com>]